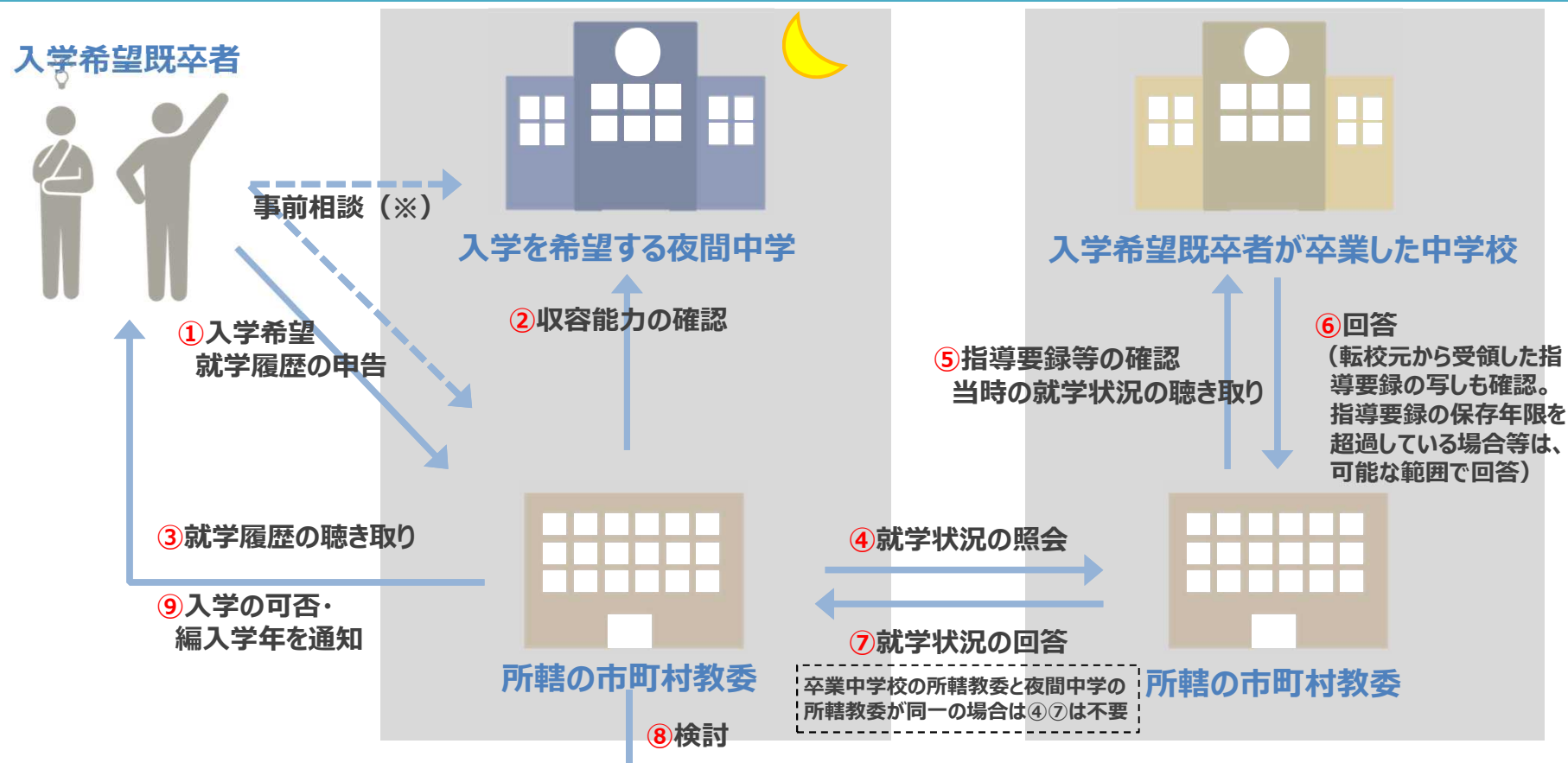


「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー(参考)

別添



以下の要件に該当する場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。

- 不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

入学の可否・入学時期と編入学年を判断し、入学希望者に通知

- ・ 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース なども考えられるため、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。

(※) 入学希望既卒者が教育委員会や夜間中学に夜間中学への入学等について相談に来た場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮して丁寧に相談に乗ることが必要。また、入学希望既卒者の事情に応じて、入学の相談を受けた後、夜間中学の見学や試験登校を行うことが望ましい場合も考えられる。